



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 27 年 7 月号

《 所長便り 》

夏なのに、ジメジメとした天気が続いています。


さて、今回は、書面添付制度の話。

書面添付って知っていますか？

書面添付制度とは、

税理士法第 33 条の 2 に規定する書面添付制度と法第 35 条に規定する意見聴取制度を総称したもので、平成 13 年の税理士法改正において事前通知前の意見聴取制度が創設されました。

事前通知前の意見聴取制度では、法第 30 条に規定する税務代理権限証書と法第 33 条の 2 に規定する書面を添付した申告書を提出しているという二つの条件を満たしている場合、調査の通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に、添付書面に記載された事項に関する意見を述べる機会を与えなければならないこととされました。


んー頭痛いですか？

噛み砕くと

税理士が申告書の内容にバッチグーという書面をつけると、
税務調査の前に、税理士が税務署で簡単な税務調査を受けますよ。
それで、済めば税務調査無しという制度なんです。

そこから発展して

税理士がバッチグーしている申告書だから、税務調査がまず少ない。

(事務所の統計としては、約半分位になります)

そして、もし仮に事前の意見聴取で誤りが見つかって調査でないのも、過少申告加算税がかからないと良いことづくめ。

ただ、実際の添付率かというと、法人税の添付率は、7～8%ほど。

なんでこんな良い制度なのに、添付率が低いのか。

税理士が面倒くさい。内容を保証できない。そもそも制度を知らない。

そんな理由です。

弊社の事務所でも、ある程度、中身を熟知しているような顧問先でないと付けられないので
全法人に添付できるわけではないのですが、力を入れて取り組んでおりますので、どうぞ、興味をお持ちでしたら、担当者までお知らせください。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《 経営情報 》 文責：森

減価償却資産について紹介いたします。減価償却資産には下記のように金額等によって選択できる範囲があります。

	費用	一括償却資産	少額減価償却資産	固定資産
10万円未満	○	○	○ (中小事業者のみ)	○
10～20万円未満	×	○	○ (中小事業者のみ)	○
20～30万円未満	×	×	○ (中小事業者のみ)	○
30万円～	×	×	×	○

今回注目したいのが、取得価額が 10 万円以上 20 万円未満^(※注1、※注2) の資産についてです。

- ①原則は固定資産として、法定耐用年数にわたり（毎期）償却
- ②一括償却資産として、3 年間で均等償却
- ③少額減価償却資産として、即時償却
 （年間 300 万円に達するまで）
 （青色申告をしている中小事業者（主に資本金 1 億円以下、従業員 1,000 人以下）に限る）

国税の取扱いでは、上記①～③どれを選択しても構いません。
 税金を抑えたいのか、利益を出したいのか等を踏まえた選択となります。

ここで、もう一つ念頭に置くのが地方税の償却資産税です（標準税率：1.4% 非課税枠 150 万円）。
 ①、③を選択していたら、地方税の償却資産税の対象となります。
 課税標準額が 150 万以下であれば、償却資産税はかからないですが、翌期にも残存価額は引き継がれる為、償却資産税課税の可能性も同時に引き継がれます。翌年度に新しい固定資産を取得して 150 万円を超えれば、償却資産税が課税されることとなります。
 しかし、上記で②を選んでいたら、地方税の償却資産税の申告対象にはならないのです。

※注1 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは納税者の経理方式によります。
 すなわち、税込経理であれば消費税を含んだ金額で、税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定します。
 なお、免税事業者の経理方式は税込経理になります。
 ※注2 資産金額の判定は1単位（1セット）あたりです。

《 今月の税務 》

- ・ 5 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…7 月 31 日
- ・ 11 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…7 月 31 日
- ・ 所得税の予定納税額の納付（第 1 期分） 納付期限…7 月 31 日
- ・ 固定資産税(都市計画税)の第 2 期分の納付 納付期限…7 月 31 日
- ・ 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…7 月 15 日

《 行楽日記 》 文責：福谷

少し前の話になりますが、5月のゴールデンウィークに伊吹山へ登山に行きました。実は、昨年と同じ時期にも伊吹山へ登ったことがあり行楽日記に書かせて頂きましたのでこれが2度目となります。幸運なことにお天気にも恵まれ、まさに登山日和となりました。今回は男4人で登ったこともあり、かなりペースが速く、付いていくのがやっとだったのですがなんと片道3時間を切りました（全然大したことはないのですが・・・）。昨年は4時間近くかかったのでだいぶ成長したな〜と実感しました。

今年は、無謀にも9月に白山に登ることを計画しています。白山は岐阜県と石川県の県境にあり標高2700m程度、伊吹山より1000m以上高いです。山小屋で1泊する予定なのですが今の体力では到底登頂はできないであろうと思い、現在体力増強計画を模索しています。

日本では御嶽山や箱根山などいたるところで火山が活発に活動しており、白山も最近噴火警戒レベルが導入され世間を騒がせています。ある知り合いの方から「登山は危ないからやめた方がいいよ」と言われたこともあります。でも危険だからやらないのであれば人生何もできませんよね。もちろん登山情報と装備には最大限の注意を払っていくつもりです。

カッコいいことを書いてしまいました、本格的にやり始めてまだ1年ちょっと。素人です。登山に詳しい方がいらっしやいましたら、ぜひ何かご教示を頂けると幸いです。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info